

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	地区計画等の区域内の建築物で、配置が地盤面の上に定められている通路等の公共空地（地区施設等）下部における建築物の建ぺい率算定の基礎になる建築面積不算入の特例認定	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の5の6	
所管課	建築安全課	
審査基準	認定については、法律の規定他、開発整備促進区を定める地区計画制度の運用について（技術的助言）（平成18年11月30日国都計第106号・国住発第166号）の6. 特定行政庁の認定を準用する。	
標準処理期間	標準処理期間	認定については、30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	